



# 火災予防条例が改正されました!

～みんなで防ごう、地域の火災～

粕屋南部消防組合の火災予防条例が改正され、近年のアウトドアブームや防災意識の高まりに合わせた新しいルールが追加されました。主に「野外での火使用」と「新しい設備」に関する4つの重要なポイントを解説します。

## 野外での火災を未然に防ぐルール

### 「林野火災注意報」による火の使用制限



乾燥や強風時に注意報を発令。指定区域での火の使用制限に協力が必要です。

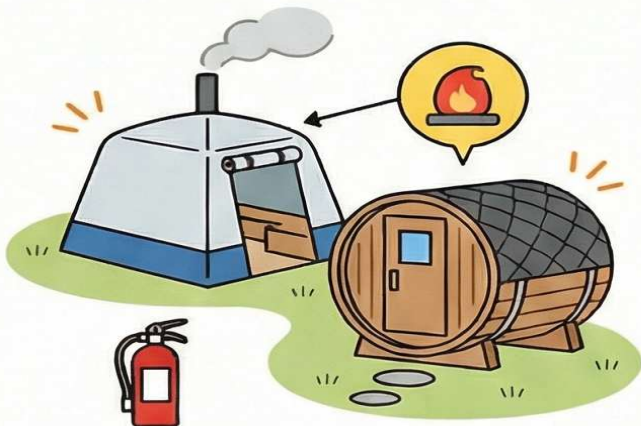
### たき火をする際は「事前の届出」を



届出が必要な行為に「たき火」が明記されました。事前に消防署へ連絡しましょう。

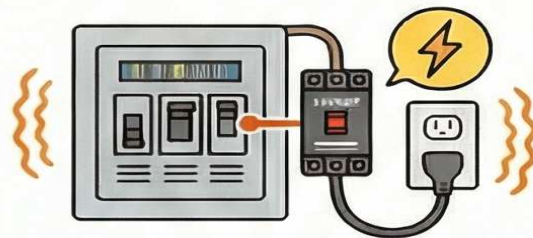
## 新しい設備と地震への安全対策

### テント・バレルサウナの安全基準を新設



屋外の簡易サウナには、周囲との安全な距離や消火器の設置などが義務付けられます。

## 地震ブレーカーの設置で地震火災を防ぐ



地震による通電火災を防ぐため、感震ブレーカーの設置が推奨されています。

## 改正の施行時期

令和8年2月24日

林野火災・たき火・感震ブレーカー関連



令和8年3月31日

簡易サウナ設備の安全基準・届出

